

村田町建設工事入札参加業者等指名停止要領

平成20年10月31日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この要領は、村田町建設工事執行規則(平成8年村田町規則第10号。以下「執行規則」という。)第5条第4項の規定に基づき建設工事入札参加資格の承認を受けた者及び村田町財務規則(平成9年村田町規則第19号。以下「財務規則」という。)第89条及び第90条の規定に基づき入札参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)の指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町発注工事等 町が発注する建設工事及び設計・コンサルタント業務等で、町が外郭団体等に委託したものを含む。
- (2) 一般工事等 前号以外のもので、施工現場が町内のものに限る。

(指名停止の決定)

第3条 町長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 指名停止の開始日は、町長が当該案件の指名停止を決定した日の翌日からとする。
- 3 町長が指名停止を行ったときは、執行規則第2条第2号に定める工事執行者及び財務規則第91条に定める契約執行者(以下「工事執行者等」という。)は、指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、入札の執行前にあっては指名を取り消し、入札執行後契約締結前にあっては当該契約の締結を辞退するよう当該有資格業者に勧告するものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体又は事業協同組合について指名停止を行うときは、当該共同企業体又は事業協同組合の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体又は事業協同組合の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うも

のとする。

- 3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止を受けた有資格業者を構成員を含む共同企業体又は事業協同組合について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 4 前3項の規定により指名停止を行ったときは、前条第2項の規定を準用するものとする。

(指名停止の期間の特例等)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第9項から第11項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認める場合は、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を免除し、又は当該短期を短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間は、2年を超えることができない。
- 7 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、直ちに当該有資格業者について指名停止を解除しなければならない。

(事故等の報告)

第6条 工事執行者等は、事故が発生したときは、建設工事事故発生報告書(様式第1号)により、町長に報告しなければならない。

- 2 工事執行者等は、前項のほか、別表措置要件第1項、第2項、第4項若しくは第12項のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認められる場合は、指名停止措置要件発生報告書(様式第2号)により、町長に報告しなければならない。

(指名停止の決定通知)

第7条 町長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しそれぞれ建設工事等指名停止通知書(様式第3号)、建設工事等指名停止変更通知書(様式第4号)又は建設工事等指名停止解除通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 工事執行者等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第9条 工事執行者等は、指名停止の期間中の有資格業者が、工事執行者等の契約に係る工事等を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。又、指名停止の期間中の有資格業者と合併し、又は指名停止の期間中の有資格業者から業のすべてを継承し、若しくは措置要件に該当した行為を行った業種を継承した業者も同様とする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 町長は、指名停止の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情処理)

第11条 町長から第3条の規定による指名停止又は第10条の規定による書面で警告を受けた有資格業者は、当該措置につき、苦情申立を行うことができる。

(村田町契約業者選定委員会への付議)

第12条 町長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行おうとするとき、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、同条第7項の規定により指名停止を解除しようとするとき、又は第10条の規定により書面若しくは口頭で警告若しくは注意の喚起を行おうとするときは、村田町契約業者選定委員会規程(昭和51年村田町訓令第5号)に定める村田町契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の議に付すものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めない事項については、町長が必要と認めた都度、選定委員会に諮り決定する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に行われた指名停止については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格承認申請書、入札参加資格承認申請書資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	3か月以上24か月以内
<p>(粗雑工事等)</p> <p>2 町発注工事等の施工に当たり、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 検査機関又は監査機関から不当工事等(次号に掲げる場合を除く。)の指摘を受けた場合又は過失により品質にかくれたかしがあるなど、工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>(2) 故意に工事等を粗雑にしたとき。</p>	<p>3か月以上18か月以内</p> <p>24か月</p>
<p>3 町以外の公共機関が発注した一般工事等の施工に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	3か月以上12か月以内
<p>(契約違反等)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事等において次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、工事等の契約を締結しなかったとき。</p> <p>(3) 文書による警告に関し、過去1年以内に再度の警告すべき事由が発生したとき、又は過去3年間で3度目の警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>3か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	3か月以上12か月以内
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	3か月以上9か月以内

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上6か月以内</p>
<p>(贈収賄)</p> <p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が国、地方公共団体の職員若しくは同職員に準ずる職員に対して行った贈賄若しくはこれに関連する収賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>19か月以上24か月以内</p> <p>15か月以上21か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>10 町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>11 町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法(明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第96条の3第1項の規定による競売入札妨害及び同法第96条の3第2項の規定による談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>12 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 町発注工事等の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされたとき(町発注工事等以外に係る指示処分は除く。)</p>	<p>3か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p>

<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>13 町発注工事等又は一般工事等、又はそれ以外の工事等に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月以上24か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>14 次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等、一般役員等、又は使用人(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。以下この号において同じ。)が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力を利用するなどしていたと認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団等若しくは暴力団等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 代表役員等、一般役員等、又は使用人が、業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>6か月以上21か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 前各号に掲げる場合のほか、工事等の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上24か月以内</p>
<p>16 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等及び一般役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上24か月以内</p>

備考 使用人が、有資格業者のために行った行為は、有資格業者の行為とみなす。